

浜松市のスーパーシティ構想について (概要)

令和3年5月27日



➡ 浜 松 市



浜松市デジタル・スマートシティ構想(令和3年3月策定)

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を 最大限に活用し、「市民QoL(生活の質)の向上」と「都市の最適化」を目指し、 デジタルで"繋がる未来"を官民で共創します。

将来像

~デジタルで"繋がる未来"を共創~

目指す方向性(基本理念)

キュー・オー・エル 「市民OoL (生活の質)*の向上」と「都市の最適化*」

***QoL**:

「Quality of Life」の略。人々の幸福感など、 社会のゆたかさや生活の質のこと。 ※都市の最適化:

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、効果的・ 効率的な都市計画、都市整備、都市管理・運営を実現すること。

必要な視点 1 オープンイノベーション

イノベーションの創出に向け、 組織や分野等を超えた共創のまちづくりを 推進します。



必要な視点2

市民起点/サービスデザイン思考

デジタルは、「市民QoLの向上」「都市の最適 化」のための手段と捉え、"市民起点"の まちづくりを推進します。



必要な視点3 アジャイル型まちづくり

スモールスタートでまずチャレンジし、 トライ&エラーを繰り返し、 変化に強いまちづくりを推進します。



基本原則 1 オープン/相互運用性 基本原則 2 多様性/包摂性 基本原則 3透明性/プライバシー

基本原則4 持続可能性

基本原則5 安全·安心/強靭性

浜松市が目指すスーパーシティ

浜松市の特徴を活かしたスーパーシティ



浜松市「Well-beingスーパーシティ」の概要

多様な実証実験フィールドである「国土縮図型政令指定都市」のもと、「健康寿命日本一」と「ものづくり力」という強みを活かし、市民の生活の質の向上を実現し、「健幸に暮らせる街に」します。

市民の生活の質の向上を実現

健幸に暮らせる街に

身体の健康

健康寿命日本一

- ・健康寿命の延伸
- ・ウエルネス、ヘル スケア分野の産業 振興

最先端技術 の提供

やりがいや 生きがいの 増加

経済の健康

<u>ものづくりカ</u>

- ・新産業の創出 (成長6分野※)
- ・地域経済の 持続的な発展

※成長6分野

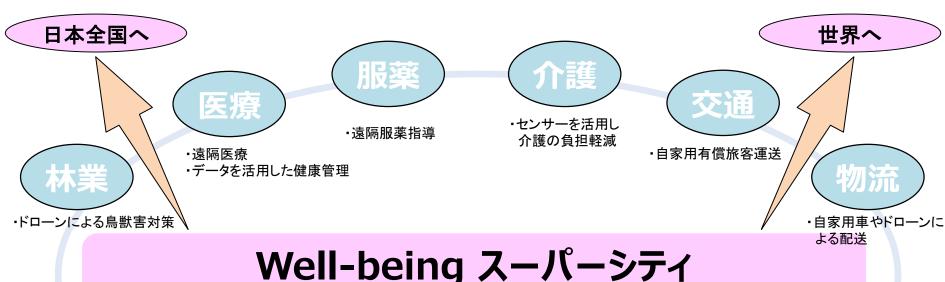
- 次世代輸送用機器
- •健康 医療
- 新農業
- ・光・電子
- ・環境・エネルギー
- ・デジタルネットワーク・ コンテンツ

国土縮図型政令指定都市

・持続可能な都市モデルの実証・確立

浜松市「Well-beingスーパーシティ」の概要

様々な分野の先端的サービスを実現し、「身体の健康」と「経済の健康」により、 幸せを感じられる浜松市『Well-beingスーパーシティ』を実現します。



『身体の健康』と『経済の健康』により、市民の生活の質の向上を実現

•冠水状况把握

オンライン障がい児 通所サービス

- ①複数分野の先端的サービスの提供
- ②複数分野間でのデータ連携
- ③大胆な規制緩和



*案内ロボット



・光を活用したムクドリ対策



AI・IoTを活用した農業

•道路損傷状況把握

などの分野

持続可能な医療提供体制

中山間地域における高齢者の通院や医師不足等 の課題解決のため、モビリティと医療分野の 連携により、持続可能な地域医療サービスの 環境整備を実現します。

自宅まで移動診療車が訪問



遠隔服薬指導の制限 に関する規制緩和



遠隔服薬指導





移動診療車の車内で遠隔診療



病院にいる医師 (インターネット)

- ・生活習慣情報(歩数データ、食事内容写真 データ、睡眠時間データ、血圧データ)
- ・投薬情報データ
- 等のビッグデータ活用し、診察を実施



<背景>

- ・中山間地域では、医師の高齢化や医療機関の減少により、地域における医療の確保が課題であった。
- ・磐周医師会が実施した医療機関アンケートによると、天竜区内の診療所は年々患者数が減少してきており、医師のモチベーション向上に繋がる支援が必要とのことであった。
- ・これらの解決策の一つとして、令和2年度に磐周医師会、Monet Technologies、杏林堂薬局などの協力のもと、モビリィティと医療を組み合わせた「春野医療MaaSプロジェクト(経済産業省事業)」として、遠隔診療や遠隔服薬指導、医薬品配送を実施した。
- ・プロジェクトを実施した春野地区以外でも本プロジェクトに対する期待は大きく、継続的な取り組みが求められている。

<規制改革項目>

◆遠隔診療/遠隔服薬指導の特例恒久化

医療

退塞

・新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する

<根拠法令>

- •医師法第20条
- ・情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について (H9.12.24厚生省健康政策局長通知)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて
- (R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬·生活衛生局総務課事務連絡)

◆通院中の方の健康づくり支援の医師の指導・助言を データでも可能とする

医療

・民間事業者が通院中の方の健康づくり支援を実施する際、文書による医師の指導・助言が必要であるが、データでも可能とする

<根拠法令>

- ・「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」(H29.5.30 改正厚労省・経産省)
- ◆医薬品配送(詳細は6ページに記載)

服薬

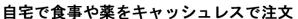
物流

◆ドローンによる配送(詳細は8ページに記載)

と 物流

最先端物流システム

浜松市独自のケータリングサービスである『Foodelix』(フーデリックス)等を活用する店舗や市民の皆様の利便性を高めるため、多様な配送を実現するとともに遊休車両の活用につなげます。





く背景>

- ・本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店を支援する ため、既存のテイクアウト紹介サイトや飲食店の情報と配送事業者を結び付け る、本市独自のデリバリープラットフォームの構築を目指した。
- ・令和2年5月には市内タクシー事業者との連携による飲食物のデリバリーを開始した。
- ・この2月には約2,000件の注文数があり、今後も店舗や市民の皆様の利便性を高める必要がある。

<規制改革項目>

◆タクシーによる配送の特例恒久化

物流

・タクシー事業者のR4.9.30までの時限措置となっている食料・飲料配達の 恒久化

<根拠法令>

- ·貨物自動車運送事業法第3条
- ・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取り扱い等について(R2.9.10国土交通省自動車局長通知)

◆自家用車を活用した配送を可能とする

物流

物流

・運転手及び自家用車をFoodelixに登録している個人については飲料・食料の配送を請け負うことを可能とする

<根拠法令>

•貨物自動車運送事業法第3条

◆医薬品の配送を可能とする

服薬

・遠隔服薬指導を行う場合、ドローンやタクシーを活用した医薬品配送を可能とする

<根拠法令>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて
- (R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬·生活衛生局総務課事務連絡)
- ・タクシー事業者が救援事業等で行う処方箋に基づく薬剤の受け取り代行について (R2.6.30自動車局旅客課事務連絡)

◆ドローンによる配送(詳細は8ページに記載)

物流

次世代交通システム

公共交通の維持が困難な地域を中心に、地域住民による有償運送や、昼間の遊休車両等を活用した共助型のサービスを実現する。また、運行データ等を活用し、異なる交通手段の連携やデマンド型運行等により移動の効率化を目指す。



く背景>

- ・過疎・高齢化が進む中山間地域や郊外では公共交通の維持が困難な状況であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出等が自粛され、さらに厳しい状況になっている。
- ・これまで中山間地域の一部の公共交通空白地では、NPO法人が自家用 有償旅客運送を実施している。

<規制改革項目>

◆自家用有償旅客運送を可能とする

交诵

・自家用有償旅客運送について、市やNPO法人が主体となる事業者以外の個人が持つ車両においても有償にて運送することを可能とする。

<根拠法令>

- •道路運送法第78条
- •道路運送法施行規則第48条、第49条

◆交通資源の目的外使用を可能とする

交通

・スクールバスや介護送迎車両などは時間によって遊休車両となっている ため、指定した範囲内については、遊休車両等を活用した有償での特定旅 客自動車運送事業について本来の特定自動車運送事業の許可事業を妨 げない範囲で一般客を乗せる場合に許可を不要とする

<根拠法令>

•道路運送法第43条

◆運行データや天気に合わせた路線バスの

交通

時刻変更の柔軟化

・一部の路線において、天候や運行データに合わせて路線バスの時刻を柔軟に変更するなど、週1回程度の短期的なダイヤ改正により時刻表を更新することを可能とし、時刻表はQRコードや交通事業者HPで確認できるようにするなど停留所等の掲示義務を緩和する。

<根拠法令>

•旅客自動車運送事業運輸規則第5条、第6条

スマート農業

高齢化や離職等による担い手不足等の課題解決のため、官民が連携し、「ものづくり産業」と「農業」を有機的に結び付け、もうかる農業を創出する。

データを活用した生育管理



生育データを活 用し、最適な水 の量を判断。 栽培データから 収穫量の時期や 量を予測。



ドローンによる農薬散布

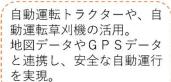


ドローンに関する 規制緩和









く背景>

- ・本市は170品目を超える農作物を生産しており、産出額は486億円で全国7位と農業が盛んな都市である。
- ・一方、本市の総農家数は減少し続けており、農業就業人口の内64%が65歳以上で、50歳未満は10.7%と少数である。将来的な農業の維持が課題となっている。
- ・官民連携で"儲かる農業"を創出するため、市、農協、民間企業、認定農業者等が参画し、浜松スマート農業推進協議会を設立した。

<規制改革項目>

◆ドローンの規制緩和

流

1 1

ソフラー「『店」

- ・農作業におけるドローンの活用は作物上2~4m程度、地上からも10m未満の高度であり、有人航空機と接触する可能性は限りなく低いため、現在国会審議中の一部を改正する法律案施行後、5年間は農地における農薬センシング、農薬散布に係る許可・承認を不要にする。
- ・国交省以外への許可・承認手続きについても、一度許可を受けた飛行と同じ行程での飛行については申請の省略を可能とする。

<根拠法令>

- 航空法第132条、第132条の2
- ・国土交通省の無人航空機運用マニュアル2-8

◆【今後追加予定】

ドローン製造の規制緩和

農林業

インフラ

フラー「防災

・ドローンを活用し林業などの資材運搬や鳥獣被害対策のための檻の運搬をする際、1度に70~100kgの資材を運搬ドローンの製造を実施することを可能とするため、現在150kgまでは航空機製造事業法の許可不要となっているところを、機体重量200kgまで許可不要とする。

(航空機製造事業法の認可取得のためには生産設備の更新など高額な費用が発生する。)

<根拠法令>

- •航空機製造事業法第2条第1項
- •航空機製造事業法施行令第1条

◆自動運転車両の公道走行

交通

農林業

・圃場と圃場の間を通る公道を跨ぐ際などに、自動運転トラクターなどレベル4の無人自動運転の車を走行を可能とする。

<根拠法令>

・道路交通法第71条の4の2第2項第3号

推進体制

スーパーシティ構想の推進体制

本市では、令和2年4月、官民共創でデジタル・スマートシティを推進するため、市長を会長とする「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立した。スーパ ーシティの推進においては、官民の連携が非常に重要であることから、本市のガバナンスのもと、「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を中核に推進する。

浜松市長

全体調整: 企画調整部企画課

事業推進:デジタル・スマートシティ推進事業本部

スーパーシティ アーキテクト

東博暢氏(浜松市フェロー他)

池野文昭氏(浜松市ベンチャー支援アドバイザー他)

関 治之氏(浜松市フェロー)

連携







浜松市デジタル・スマートシティ推進本部

- ○デジタル・スマートシティ政策の進捗管理
- ○企画及び庁内調整 本部長 : 市長

副本部長:副市長(デジタル・スマートシティ推進担当)

本部員:副市長、関係部局長

浜松市フェロー

○デジタル・スマートシティに関する支援・助言

東 博暢氏(デジタル・スマートシティ) 陳内裕樹氏 (デジタル・マーケティング)

関 治之氏(データを活用したデジタル・スマートシティ、デジタル・カバメント)

日下 光氏(マイナンバーカードを活用したデジタル・スマートシティ、デジタル・ガバメント)

南雲岳彦氏(グローバルな視点でのデジタル・スマートシティ)

危機管理課、企画課、広聴広報課、情報政策課、健康医療課、 健康増進課、次世代育成課、エネルギー政策課、観光・シティプロモ ーション課、産業振興課、農業水産課、林業振興課、交通政策課、 道路保全課、河川課、教育総務課、等庁内各課

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム

○分野間連携の促進

○データ利活用の促進

会長:市長

会員:企業、研究機関、金融機関、行政機関等

運営委員会

委員長: 副市長(デジタル・スマートシティ推進担当)

副委員長: 東 博暢フェロー

: 産業・経済(浜松商工会議所) 委員

金融(銀行、信用金庫)

大学(静岡大学、浜松医科大学)

エネルギー分野(浜松市スマートシティ推進協議会) ものづくり分野(浜松市スタートアップ戦略推進協議会)

観光・商業分野(公財浜松・浜名湖ツーリズムビューロー)

林業分野(静岡県農林技術研究所) 農業分野(浜松スマート農業推進協議会)

健康・医療・福祉分野(浜松ウエルネス推進協議会)

モビリティ分野(浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム)

防災,安全分野(浜松市危機管理監)

教育・子育て分野(浜松市学校教育部、子ども家庭部)

デジタル・ガバメント分野

(浜松市デジタル・スマートシティ推進事業本部)

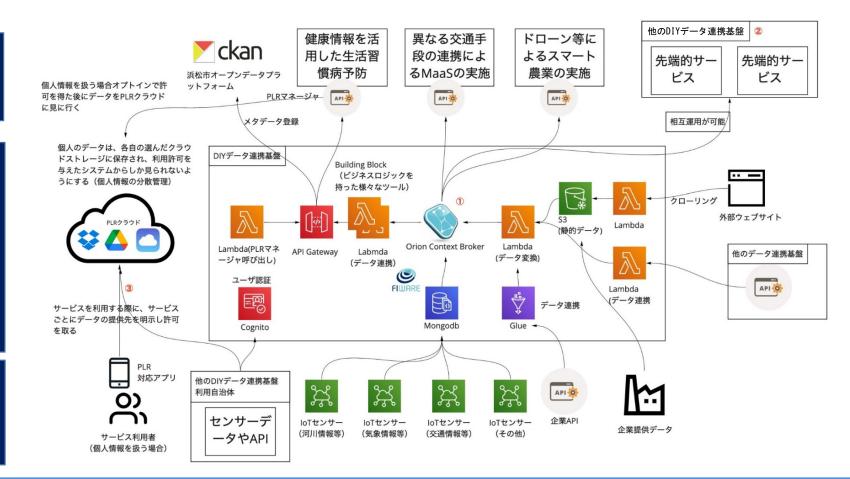
データ連携基盤整備事業の概要及びシステム構成図等

- ・本市のデータ連携基盤は主にセンサーデータや先端的サービスデータを連携させるDIYデータ連携基盤と個人情報系を扱う基盤を分離して考える。
- ・センサー等を連携する基盤は、AWS上に、FIWAREのContext Broker(①)を拡張したシステムを構築する。
- ・これは、複数の自治体が乗り入れられる(②) 基盤であり、他市と連携しながらサービスを増加することを可能とする。
- ・開発したツールはオープンソースでも公開し、参入組織を増やし、コミュニティ化を推進する。
- ・個人情報系の基盤は、アセンブローグ社によるPLR(個人生活録; Personal Life Repository)を利用する(③)。
- ・先端的サービスに合わせて、アジャイルに変換ツールを開発する。

サービス 先端的

ノータ連携基盤

データ提供



民間事業者が保有する個人情報

- 〇サービスを提供する民間事業者は個人情報保護法を遵守します
- 〇本人が同意した個人情報のみを使用します(オプトイン型)

浜松市が保有する個人情報

- 〇浜松市が保有する個人情報は、浜松市個人情報保護条例に従い、取り扱います
- ○原則として個人情報は提供しません

プライバシーへの配慮

- 〇データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する事業者は、プライバシー 影響評価 (PIA) を実施します
- 〇実施計画書等は、官民連携プラットフォーム運営委員会で審議します
- 〇PIAの実運用に関しては、有識者を含めた実施チームを組成し、第三者的に監査 してプライバシーの確保や制度運用を確実なものとします